

1 名称

新宿区日本語教室（Shinjuku city Japanese language Classes 略称 SJC）と称する。

2 目的

新宿区で生活する外国人住民や外国につながりを持つ人が、地域での日常生活を自立して行うための日本語を習得する機会や情報の提供を行う。

3 役割

新宿区が主催し、公益財団法人新宿未来創造財団が事務局となり、ボランティアが教室を運営する。

4 期間

1 年を 3 つの学期に分け実施する。

1 学期（4～7 月）、2 学期（9～12 月）、3 学期（1～3 月）

土日祝祭日、施設休館日等を除く平日午前 9 時 30 分～11 時 30 分あるいは午後 6 時 30 分～8 時 30 分に実施する。

5 会場

主にしんじゅく多文化共生プラザをはじめとする新宿区立施設を会場とする。

6 学習者

6-1 対象

満 15 歳以上（中学生を除く）の入門・初級学習者を主な対象とする。

6-2 登録（新規）

(1) 初回は無料での教室見学とし、学習者とボランティアの適正判断により参加を決める。

(2) 学期中は随時入室できる。ただし、各学期の修了日近くの場合は次学期へ案内する。

なお、学習者がすぐの入室を希望する場合は、当学期から参加できる。

(3) 教室が定員に達している場合等すぐに入室の案内ができない場合は、「キャンセル待ち」扱いとし、欠員が出た際には順次繰り上げる。この際、区内在住者を優先する。

(4) 入室を希望する学習者が SJC の主たる対象ではないと判断する場合は、入室を許可しない。

6-3 登録（継続）

(1) 各学期の修了時まで、次学期も継続して参加を希望するか学習者に確認する。

- (2) 継続を希望する学習者は次学期も継続して参加できる。ただし、学期途中でキャンセルした者、継続希望の意思を示さなかった者はこれに含まない。
- (3) 教室の変更を希望する場合、変更後の教室における入室順序の優遇は行わない。
- (4) 上記を基に継続学習者を決定し、定員に達していない分を新規学習者の受け入れ枠として登録を進める。この枠を超えて新規の申込みがあった場合、上記に示した「キャンセル待ち」扱いとする。

6-4 登録期限

- (1) 学期途中からの参加であっても、1学期分の参加とみなす。
- (2) ボランティアが修了と判断した場合、当学期末で修了とし、継続しない。
- (3) 上記(2)の場合、他のSJCの教室においても新規受け入れは行わない。
- (4) 新規・継続を問わず、登録後は継続して参加するものとする。学習者の都合による当学期の欠席が2回続いた場合、次学期への登録の継続は行わない。
- (5) 上記(4)で、学習者が次学期への登録継続を希望した場合、再度入室手続きを行うものとし、入室順序の優遇は行わない。

6-5 登録解除

- (1) 事前連絡の有無に関わらず欠席が2回連続であった場合、事務局は学習者の同意なく登録を解除する。
- (2) 上記該当学習者が登録解除後に再入室を希望する場合、「キャンセル待ち」がなく、新規入室を希望する学習者に不利益がないと判断した場合に限り、これを認める。
- (3) 事務局が教室運営に影響があると判断した場合、学習者の同意なく登録を解除する。

6-6 参加費

- (1) 各学期に定められた金額を納入する。
- (2) 各学期に定められた集金日に規定の金額を現金で納入する。
- (3) 上記に納入しない場合、各自が規定の口座に納入する。
- (4) 原則、参加費の減額、返金は行わない。

6-7 その他

- (1) 学習者が欠席した回の振替は行わない。
- (2) 入室希望者の見学は認めない。
- (3) 子どもを連れての参加は認めるが、保護者があらゆる責任を負うこと、他の参加者の学習機会に影響を及ぼさないこと、ボランティアの教室運営に支障をきたさないことを条件とする。

7 ボランティア

7-1 対象

下記いずれかの該当者とする。

- (1) 事務局主催の日本語ボランティア養成講座を修了した者
- (2) 事務局が日本語ボランティアとして認めた者

7-2 要件

- (1) 上記 7-1 対象としての条件を満たしていること。
- (2) 事業の目的や役割、事務局の意向に賛同していること。
- (3) 通年で教室運営に参加できること。

7-3 登録

- (1) 登録のあった年度末までを有効期限とし、以降は年度ごとに登録を更新する。
- (2) 2年間にわたり活動のなかった者は更新の案内を行わない。
- (3) 年度途中で活動を辞退する場合、活動中の学期末まで活動し、次学期以降休止とする。
- (4) 上記 7-2 の要件を満たしていないと事務局が判断した場合、登録を解除する。

7-4 研修期間

新たに参加した者は、4週を限度に、他のボランティアの活動補助をもって研修期間とする。

7-5 見学期間

当教室ボランティア、養成講座受講者を対象に、見学期間を設ける。

7-6 活動費・コピー代・消耗品代

- (1) 活動費を1回につき700円支給する。
- (2) 活動費は教室となる会場までの交通費、事務局への書類提出をする際の郵送費を含む。
- (3) 私的な用件（教室の見学を含む）による活動費の支給は行わない。
- (4) 活動の際に使用するコピー代、消耗品代は別途精算する。
- (5) 上に挙げた費用の支給及び精算は隔月で行う。3学期のみ、一括して行う。

7-7 活動内容

主に下記の内容を含む行政サービスとしての地域日本語教室で活動を行う。

- (1) 学習者が地域で自立して生活できるようになるための日本語習得支援
- (2) 学習者がより便利で文化的に生活できるようになるための情報提供
- (3) 多文化共生推進のための学習者の背景となる文化や言語への理解促進

(4) 上に挙げた事項で必要となる事務等の諸活動

7-8 研修機会の提供

事務局は、日本語ボランティアとしての活動に寄与すると認める研修機会を定期的に提供し、参加を促す。

7-9 保険

- (1) 「新宿区コミュニティ活動補償制度」(地域振興部地域コミュニティ課所管)が適用される。
- (2) その他、必要に応じて各種保険に加入することがある。
- (3) 保険適用のため、案件発生後はすみやかに事務局に報告すること。

8 禁止事項

- (1) 政治的、宗教的活動一切を禁止する。
- (2) 教室内外、学習者、他のボランティア問わず、相手の嫌がる言動(執拗な質問や連絡、勧誘、強要、恐喝、身体接触等)、また、思想・信条、信仰、婚姻、性的指向、社会的な立場に相手の同意なく一方的に立ち入ることを禁止する。
- (3) 活動を通じて知り得た個人情報の他言、漏洩を禁止する。
- (4) 上に挙げた事項のほか、事務局が不適切と判断した言動が見られた場合、ボランティア・学習者の同意なく登録を解除する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日付で施行する。